

# 山形県荒廃森林緊急整備事業標準仕様書

制 定	平成 19 年 8 月 31 日付け	森第 578 号
一部改正	平成 20 年 4 月 21 日付け	森第 113 号
一部改正	平成 21 年 4 月 10 日付け	森第 170 号
一部改正	平成 21 年 10 月 26 日付け	森第 818 号
一部改正	平成 22 年 4 月 9 日付け	森第 55 号
一部改正	平成 23 年 4 月 20 日付け	森第 106 号
一部改正	平成 24 年 4 月 2 日付け	森第 174 号
一部改正	平成 24 年 6 月 29 日付け	森第 471 号
一部改正	平成 26 年 4 月 17 日付け	林振第 128 号
一部改正	平成 28 年 5 月 27 日付け	林振第 367 号
一部改正	平成 29 年 5 月 9 日付け	林振第 242 号
一部改正	平成 30 年 6 月 11 日付け	林振第 335 号
一部改正	令和 2 年 3 月 24 日付け	森林第 1352 号
一部改正	令和 3 年 6 月 28 日付け	森林第 399 号

## 第 1 章 一 般

### (適用範囲)

- 第 1 条 山形県荒廃森林緊急整備事業標準仕様書（以下、「仕様書」という。）は、山形県が発注する山形県荒廃森林緊急整備事業委託業務（以下「委託業務」という。）に係る森林整備及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定めるものである。
- 2 この仕様書は、委託業務の一般的な仕様を示すものであり、この仕様書に定めのない事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 3 公示設計書及び特記仕様書等で定めた事項または法令等で規定された事項については、この仕様書に優先するものとする。

### (用語の定義)

- 第 2 条 設計図書とは、公示設計書、特記仕様書、この仕様書及び監督職員による指示をいう。
- 2 被圧木とは、上層木から被圧を受けている胸高直径 10cm 以下のものをいう。ただし、上層木の平均胸高直径が 12cm 以下の場合は平均胸高直径の 30%以下の立木をいう。
- 3 枯損木とは、立ち枯れ又は幹折れのものをいう。
- 4 「抜き切り率」及び「間伐率」とは、上層木に対する本数割合をいう。

### (関係法令及び条例の遵守)

- 第 3 条 受注者は、委託業務の実施にあたり、労働関係法令等関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

### (再委託)

- 第 4 条 受注者は、業務委託契約書第 4 条により第三者に再委託する場合は、再委託承諾願（様式 1 号）により、あらかじめ発注者から承諾を得るものとする。
- 2 受注者は、第三者に再委託したときは、遅滞なく委託契約を締結すること。ま

た、再委託を受けた者は、受注者との契約締結が完了するまで委託業務に着手してはならない。

- 3 受注者は、再委託の契約を変更する必要がある場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

(再委託に係る留意事項)

第5条 受注者は、再委託の相手方を選定するときは、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 再委託する委託業務を遂行できる技術力を有すること。
- (2) 再委託する委託業務を遂行できる労働力、機械器具、技術者を確保できること。
- (3) 常時10人以上の労働者を使用しているときは、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出がなされていること。

(再委託の代金)

第6条 受注者は、再委託の代金を委託業務の実施に通常必要と認められる価格に満たない額としてはならない。

- 2 受注者は再委託の契約締結後、正当な理由がない限り再委託の代金を減じてはならない。

(再委託の体系の把握)

第7条 受注者は、再委託の契約を締結したときは、再委託一覧表(様式2号)を作成し、その写しに委託業務に係る再委託の契約書の写しを添付し、発注者に提出しなければならない。

なお、再委託の相手方が山形県競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は誓約書を徴し併せて提出しなければならない。

- 2 受注者は、一度提出した再委託一覧表等について変更があったときは、遅滞なく、変更があった年月日を付記して、変更前の事項に変更後の事項を追記し、又は変更前の書類に変更後の書類を追加し提出しなければならない。
- 3 再委託を受けた者は、労務者名簿及び賃金台帳を整備しなければならない。  
なお、受注者は、いつでもその報告を求めることができる。
- 4 発注者は受注者に対して、必要に応じ再委託を受けた者の委託業務の実施能力及び再委託の内容や再委託の体系等を記載した書類の提出を求めることができる。

(再委託した委託業務の管理)

第8条 受注者は、再委託した委託業務の管理を的確に行うとともに、再委託を受けた者に対して指導、助言及びその他の必要な措置を行わなければならない。

- 2 受注者は、現場に主任技術者を配置し、再委託を受けた者に対し再委託した委託業務に係る技術管理に努めなければならない。

(関係法令の周知徹底)

第9条 受注者は、再委託を受けた者に対し、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守するよう指導するとともに、違反の事実が生じた場合には、速やかに是正のための適切な処置を講ずるよう指導しなければならない。

(主任技術者)

第10条 主任技術者は、次の資格要件のうち、いずれか1つ以上を満たさなければならない。

技術者の名称	資格内容
技術士	技術士法に規定する技術士（森林部門）の登録を受けた者
林業技士	一般社団法人日本森林技術協会が所掌する名簿に林業技士の登録を受けた者
フォレストマネージャー フォレストリーダー	フォレストマネージャー（総括現場管理責任者）又はフォレストリーダー（現場管理責任者）として登録を受けた者

2 業務委託契約書第5条に定める主任技術者の通知にあたっては、森林整備等の業務に係る経歴書又は資格登録を証明する書類の写しを添付するものとする。

3 主任技術者は、委託業務の施工にあたり技術上の管理を行う者とし、業務委託料が3,500万円以上の場合には、当該業務に専任の者でなければならない。

(安全管理)

第11条 労働安全衛生規則第36条第8号及び、同規則同条第8号の2による伐木等の業務に係るチェンソー作業者は、労働安全衛生法に基づく特別教育を履修した者が該当業務にあたらなければならない。

2 国道や県道脇、その他、不特定多数の県民が立ち入る恐れのある現場では、「伐採作業中」等の看板を設置するなど、注意を喚起する措置を講じなければならない。

(危険予防)

第12条 受注者は、委託業務の安全に留意して現場管理を行い、労働災害の未然防止、安全の確保に努めなければならない。

2 受注者は、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の天災に対して常に十分な注意を払うとともに、これらに対応できる準備を講じておかななければならない。

3 火災の予防については万全の措置を講ずるとともに、監督職員の指示に従わなければならない。

4 受注者は、委託業務の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、第三者へ危害を及ぼす事故が発生した場合、もしくは発生が予見された場合は、直ちに作業を中止し応急の措置を講ずるとともに、監督職員へ報告し指示を受けなければならない。

(社会保険等の加入)

第13条 受注者は、事業に従事する労働者を対象とした、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金共済制度（以下、「社会保険等」という。）に、労働者の雇用形態に応じ加入しなければならない。

(施工計画書)

第14条 受注者は、業務着手前に業務を完了するために必要な手順や整備方法等についての施工計画書を、森林土木工事共通仕様書に準じて作成し、監督職員に提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について追加を求めた場合に

は従わなければならない。なお、監督職員が施工計画書の提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 業務概要
- (2) 計画工程表（施工箇所、作業班ごと等詳細に記載する。）
- (3) 現場組織表
- (4) 整備・施工方法
- (5) 指定機材
- (6) 主要機材・器具
- (7) 主要資材
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) その他（森林所有者等への調整）

2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該業務に着手する前に変更に係る事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

#### （材料確認）

第 15 条 委託業務に必要な材料については、その規格、品質について事前に監督職員に届出なければならない。

なお、第 31 条における病虫害の駆除に用いる材料については、使用前に監督職員による確認を受けなければならない。

2 前項の確認により不合格となった材料は、速やかに現場外へ搬出するものとし、委託業務に使用してはならない。

#### （現場の整理）

第 16 条 委託業務完了前に現場跡地を整理し、不要材料、残材等は景観の保全及び林木の生育に支障のないよう処理するものとする。

#### （委託業務の管理）

第 17 条 受注者は、次の各号によるほか「森林土木工事施工管理基準」の工程管理等に準じて、委託業務の管理を行うものとする。

- 2 受注者は、選木確認に使用した標準地を、検査完了まで標準地のずれ、消失等がないよう、監督職員の指示に従い適切に管理しなければならない。
- 3 第 34 条における病虫害の駆除の実施については、本仕様書によるほか、山形県森林病虫害等防除事業標準仕様書（平成 21 年 4 月 21 日付け森第 130 号制定）によるものとする。
- 4 森林作業道開設の出来形管理については、山形県森林作業道実施基準（平成 23 年 9 月 1 日付け森第 785 号制定）（以下、「作業道実施基準」という。）第 5 の 3 出来形管理によるものとする。

#### （写真管理）

第 18 条 受注者は、次の各号によるほか「森林土木工事施工管理基準」の写真管理基準により写真管理を行うものとする。

- 1 写真撮影位置図（施行箇所図及び実測図）を添付する。

## 2 提出写真の分類

別紙一覧表のとおりとする。

## 3 撮影方法

- (1) 林内の広がりや判るような箇所を撮影すること。また、極力撮影条件が良い時に、ピントを合わせて撮影すること。
- (2) 写真撮影にあたっては、次の項目を記載した黒板等を被写体とともに写し込むものとする。
  - ア 事業名
  - イ 整備区分（針葉樹林維持型、針広混交林型、里山林整備）
  - ウ 工種等
  - エ 写真撮影位置
  - オ 林班小班名（小班内に施工箇所が複数ある場合は施業番号と枝番号も記載すること。）
- (3) 看板設置施工箇所においては、設置後の写真を添付すること。
- (4) 着手前の写真は、契約後全箇所すみやかに、完了写真は、箇所毎の作業終了後すみやかに撮影すること。

4 第43条「緊急伐採」における写真管理については、伐採木1本ごとに実施前、実施後が把握できるように撮影するものとする。ただし、伐採木が近接し、1枚の写真で複数本を同時に確認できる場合は、この限りではない。

## 5 電子納品

撮影頻度で撮影した全ての写真は、撮影種類ごとに分類すること。また、分類した写真は電子媒体（CD-ROM等）にて納品するものとする。

（施工管理及び出来形管理）

### 第19条

施工管理及び出来形管理は、次により行い提出すること。

#### 1 針葉樹林維持型及び針広混交林型

- (1) 管理は、被圧木等伐採と間伐を合わせた全体における本数伐採率で行う。
- (2) 管理方法は、林内の標準的な場所にプロットを設置し別添プロット管理表（様式1）により、樹種・直径ごとに本数管理を行い、任意の様式で設計伐採率と比較する。
- (3) プロットの設置数は、1施工地当たり1ha以下は2箇所以上、1haを超え3ha以下の場合は3箇所以上、3haを超える場合は4箇所以上とする。
- (4) プロット設置箇所は、位置図（設計図面を準用した1/5,000の森林計画図等）に記入すること。
- (5) プロット設置箇所の施工前・施工後の写真管理を行うこと。

#### 2 里山林整備

- (1) 伐採した木のおおよその位置を1/5,000の森林計画図等や整備区域施業図を準用した図面に記入する。
- (2) 伐採木選定野帳の備考の欄に伐採した日付を入れて管理すること。

#### 3 森林作業道

- (1) 森林整備区域が分かる1/5,000の施工箇所図に路線形を赤色で表示する。

- (2) 出来形図（実測図）として 1/1,000～1/2,500 の縮尺で平面線形を図示し、測点を付記する。
- ア 洗い越し工や構造物を施工した場合は表示する。
  - イ 測点、測点間距離、方位角、高低角、累加距離、幅員を一覧表に取りまとめる。
  - ウ 延長の管理は、水平距離とする。
- (3) 幅員の出来形寸法が分かる写真を延長 100m に 1 箇所以上スタッフ、リボンロッド等を用いて撮影する。
- (4) 起点・終点及び主要通過点について、GPS を用い座標を記録し提出すること。

#### 4 PR看板

- (1) 設置箇所については、1/5,000 の森林計画図等に位置を明示すること。
- (2) 間伐材資材産地証明書及び納品書

#### 5 その他

資材や薬剤を使用した場合は、品質の証明及び納品書

#### (書類等の整備)

第 20 条 受注者は、次の各号の書類を備え、監督職員、検査員の求めに応じ提出できるよう整理保管しなければならない。

- (1) 作業日誌
- (2) 材料受け払い簿
- (3) 社会保険料等の払い込み済み証明書等
- (4) 品質管理等資料

#### (明示のない事項)

第 21 条 この仕様書に明示されていない事項又は記載された内容に疑義のある場合には、監督職員に協議するものとする。

#### (整備方針)

第 22 条 委託業務で行う森林整備の方針については、以下のとおりであり、この方針に沿って実施しなければならない。

##### (1) 人工林整備

山地災害防止や水源かん養など森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、緊急性や県民生活への影響などを勘案しながら、災害に強い森林整備や水源林の保全などを優先的、重点的に実施する。

##### イ 針葉樹林維持型

- ・ 整備実施森林まで及び森林内の「作業道の開設」を原則実施する。
- ・ 伐採木の流出防止のため、その恐れが高いものから 10 m<sup>3</sup>以上の搬出を原則実施する。

##### ロ 針広混交林型

- ・ 「広葉樹の侵入が多く見られる」ことを実施条件とする。
- ・ 伐採木の流出防止のため伐採木の片付を原則実施する。

##### (2) 病虫害等により荒廃した里山林の再生（里山林整備）

松くい虫・ナラ枯れ被害等により、公益的機能が著しく低下し、阻害性

植生の侵入や表土の流出が始まるなど自然の力では再生が困難なもの、また、放置すれば被害の拡大につながる里山林を対象として、不良木や枯損木の伐採除去、植生回復補助作業などにより活力のある里山林への再生を図る。

## 第2章 委託業務の内容

### (間伐)

第23条 間伐は、適正な密度管理を行うとともに、下層植生の導入を図るため、林内環境に考慮した選木を行い、伐倒除去するものとする。

- 2 選木は、林内の立木密度の状況、被害の程度、残存木の配置、将来の林相への誘導等を勘案し、設計図書等で指定された間伐率に基づき、伐採予定木の樹幹の胸高に樹木テープを巻き付ける方法で行うものとし、選木完了後は監督職員に報告し、確認を受けた後でなければ伐採を行ってはならない。  
また、被圧木や枯損木については、安全の確保のため必要に応じて事前に除去するものとし、間伐の対象に含めない。
- 3 作業は、残存木の損傷や林床を攪乱しない方法で行うこととし、作業後の森林環境の保全に配慮するものとする。
- 4 伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
- 5 伐倒木は、今後の森林管理作業を考慮し、原則として玉切り、枝払いを行い、林床に接するように整理しなければならない。ただし、伐採木の搬出を行う予定がある場合はこの限りでない。
- 6 チェーンソーに用いる潤滑油は、自然環境に配慮し「生分解性植物油」を使用するものとする。
- 7 玉切り及び枝払いを実施し、有用広葉樹の侵入や生育促進を阻害することのないよう、林内に適宜分散し、林床に接するように整理し伐採木の流出を防がなければならない。ただし、伐採木の搬出を行う予定がある場合はこの限りでない。

### (被圧木等伐採)

第24条 被圧木等伐採は、人工林の被圧木及び枯損木等を対象とし、全て伐採すること。

### (伐採作業周辺刈払い)

- 第25条 伐採作業周辺刈払いは、間伐、抜き切り作業の支障となる笹、雑草、灌木及びつる類等（以下、「灌木」という。）を地際から刈払うものとする。
- 2 作業は、残存木の損傷、林内の攪乱及び後継樹（高木性広葉樹等）の稚樹の消失等を最小限に留めるように配慮して行うものとする。
  - 3 除去した灌木は、作業及び残存木の生育の阻害とならないように林内に整理するものとする。

### (刈り出し)

第26条 刈り出しは、高木性広葉樹の生長を促進するため、高木性広葉樹周辺の高木性以外の広葉樹の刈り払いを行うものとする。

- 2 作業は、残存木の損傷や林内を攪乱しない方法で行うこととし、作業後の森林環境の保全に配慮するものとする。
- 3 除去した立木等は、作業及び残存木の生育の阻害とならない程度に林内に整理

するものとする。

- 4 チェーンソーに用いる潤滑油は、自然環境に配慮し「生分解性植物油」を使用するものとする。

(枝落とし)

第 27 条 枝落としは、残存木の枯れ枝、損傷枝を除去することにより、病害虫から林木を守るとともに、林内の照度調整により下層植生の生育を助長するものとする。

- 2 枝の切断は、樹幹に接した位置で樹幹に平行、かつ、平滑になるように切断しなければならない。
- 3 前項の作業にあたっては、幹の部分を損傷しないよう、かつ切り欠けを残さないよう実施しなければならない。

(つる切り)

第 28 条 つる処理は、残存木に巻きつき、これらを圧迫被覆して生育を阻害するつる類を地際から切断するものとする。

- 2 作業は、残存木に損傷を与えないよう十分注意して行わなければならない。

(簡易柵工)

第 29 条 簡易柵は、土砂の流出や崩壊を防止することにより残存木を保護するため、現地発生材を使用するものとする。

- 2 使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないものでなければならない。
- 3 杭は垂直に打込むものとし、山側の背面には丸太を杭頭からはみ出さない程度に伐採木を集積しなければならない。

(森林作業道の開設)

第 30 条 森林作業道の開設については、山形県森林作業道実施基準(平成 23 年 9 月 1 日付け森第 785 号制定)及び、山形県森林作業道作設指針(平成 23 年 3 月 24 日付け森第 1284 号制定)によるものとする。

- 2 委託業務期間中に開設した森林作業道を使用する場合には、使用前に森林作業道の検査を速やかに受けることとする。ただし、出来型が確認できる写真を提出する場合は、この限りでない。

(抜き切り)

第 31 条 抜き切りは、枯死木や枯死に瀕した病害虫等被害木、ニセアカシア等の目的外樹種が優先する林分や上層過密林分において、下層植生及び高木性広葉樹の生育を確保するため、障害となる林木を適切に選木し、伐倒除去するものとする。

- 2 被害木に病害虫等が付着するなど、伐倒のみでは周辺に被害を拡大させる恐れのある場合は、その処理方法について予め監督職員と協議を行うものとする。
- 3 駆除は、山形県森林病害虫等防除事業標準仕様書(平成 21 年 4 月 21 日付け森第 130 号制定)によるものとする。なお、くん蒸により駆除する場合は、処理に用いる被覆ビニールは、自然環境に配慮し「生分解シート」とする。
- 4 作業は、残存木の損傷や林床を攪乱しない方法で行うこととし、作業後の森林環境の保全に配慮するものとする。
- 5 伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
- 6 伐倒木は、有用広葉樹の侵入や生育促進を図るため、玉切り及び枝払いを行い、

杭等を打つなど斜面下方への落下防止策を講じ、林内に適宜分散し、集積するものとする。

- 7 チェーンソーに用いる潤滑油は、自然環境に配慮し「生分解性植物油」を使用するものとする。
- 8 伐採木の流出を防ぐため、原則伐倒木の片づけを行うものとする。

#### (植栽)

第 32 条 自然力では早期の回復が困難または回復までに長期間を要する被害跡地において、生育環境に適した樹種を植栽するものとする。

- 2 苗木の運搬は、根をこも、むしろ等で包まなければならない。なお、運搬中損傷しないように取り扱うとともに、乾燥しないようシート等で全体を覆わなければならない。
- 3 苗木を仮植する場所は、日陰、適湿の土地であって雨水の停滞しない場所を選定しなければならない。
- 4 仮植は、根が重ならないようにして並べ、土で覆い、乾燥を防ぐために日中は必ず、こも、むしろ等で日除けをしなければならない。
- 5 植付けのために作業地で苗木を運搬したときは、直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆って、風、光にさらさないようにしなければならない。
- 6 苗木を携行するときは、根を露出させないように、必ず苗木袋を使用するなど適切に管理しなければならない。
- 7 植穴は、径及び深さをそれぞれ所定の寸法に掘り、耕うんし、石礫及び根株等の有害物を除去するとともに、耕土の乾燥を防止しなければならない。
- 8 植付けは、やや深めに、根を自然状態のまま広げて植穴中央に立て、苗木を揺り動かしながら手で覆土し、苗木を少し引き上げ加減にして周囲を踏み固め、そのあとがくぼみにならないように幾分高めに行うものとする。なお、深植え、浅植えにならないようにしなければならない。
- 9 日光の直射が強い日及び強風の際の植付けは、なるべく避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等の乾燥に十分注意しなければならない。
- 10 気象状況により乾燥が続き、植付け後の活着が危ぶまれるときは作業を中止し、監督職員に報告しなければならない。

#### (緊急伐採)

第 33 条 緊急伐採とは、放置すれば枝折れ、倒木等によって人家や道路等の公共施設（以下、「施設等」という。）に被害を及ぼす恐れのあるナラ枯れ等の被害木について、速やかに伐採を行うことをいう。

- 2 受注者は、新たに施設等への被害が懸念される枯損木を発見した場合は、その処理について、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 3 上記の項目に定めのないものについては、監督職員と協議するものとする。

#### (PR看板等)

第 34 条 PR看板は、県民の目に触れる機会が多い場所に設置するものとし、その仕様は設計図書に示すとおりとする。なお、作業に先立ち設置枚数等について、監督職員と協議するものとする。

- 2 PR看板は、「やまがたの木」の認証を受けた木材により作成し、これを設置しなければならない。
- 3 受注者は、「やまがた緑環境税PR旗（森林整備実施中）」を発注者より借用し、県民の目に触れる機会が多い場所に設置し、作業を行うものとする。

(様式1号)

再委託承諾願い

年 月 日

総合支庁長 殿

受注者  
住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者

下記のとおり、再委託を発注したいので承諾願います。

記

委託業務の名称	年度	事業業務委託
委託業務場所		
委託業務期間	年 月 日から	年 月 日まで
業務委託料	¥	
再委託を受ける者		
再委託の内容		
再委託の期間	年 月 日から	年 月 日まで
再委託の代金	¥	
摘 要		

契約条項第4条に基づく様式

(様式2号)

再委託一覧表

委託業務の名称	
---------	--

受注者	
-----	--

再委託を受けた者	再委託の内容	再委託の契約締結月日	再委託の期間	再委託の代金	摘要
		年 月 日	年 月 日 から 年 月 日	¥	
		年 月 日	年 月 日 から 年 月 日	¥	
		年 月 日	年 月 日 から 年 月 日	¥	
		年 月 日	年 月 日 から 年 月 日	¥	
		年 月 日	年 月 日 から 年 月 日	¥	

山形県荒廃森林緊急整備事業標準仕様書第7条の1に基づき、受注者はこの再委託一覧表を作成し、その写しに当該委託業務に係る再委託の契約書の写しを添付し、発注者に提出しなければならない。

(様式3号)  
業務打合簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
委託業務名			
(内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日	
	受注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理します。 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日	

総括 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者



(様式4号)

# 施行状況写真

1 委託業務名

2 委託業務場所

3 受注者

4 総括監督員 職・氏名・印

5 監督員 職・氏名・印

6 現場代理人 氏名・印

7 検査員

年 月 日	職氏名印
検査完了	

## 写真管理一覧表

区分	工種	写真管理項目			大きさ	適用
		撮影項目	撮影頻度(時期)	提出頻度		
着手前・完成	着手前	近景	<ul style="list-style-type: none"> <li>針葉樹林維持型、針広混交林型、里山林整備については、近景写真を1施行箇所ごとに、3ha以下は3枚以上、3haを超え10ha以下は5枚以上、10haを超える場合は6枚以上を撮影する。</li> <li>森林作業道は、近景写真を1施行箇所ごと100mに1枚以上を撮影する。</li> <li>PR看板は、設置箇所ごとに撮影する。</li> </ul>	撮影頻度と同じ	2L判程度	完成写真は着手前と完成が対比できるように撮影すること
	完成	遠景				
施工状況写真	針葉樹林維持型・針広混交林型	伐採作業周辺刈り払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施行箇所ごとに、作業種(刈り払い、選木、伐倒、枝払い、玉切り、被圧木伐採、被圧木枝払い、被圧木玉切り、搬出、集積)ごとに撮影する。</li> <li>撮影枚数は1 施行箇所ごとに各作業種を3枚以上とする。</li> </ul>	撮影頻度と同じ	L判程度	
		選木				
		伐倒				
		枝払い				
		玉切り				
		被圧木伐採				
		被圧木枝払い				
		被圧木玉切り				
	搬出、集積					
	里山林整備	伐倒	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施行箇所ごとに、作業種(伐倒、枝払い、玉切り、集積、チルホール使用状況)ごとに撮影する。</li> <li>撮影枚数は、1 施行箇所ごとに、伐倒木の1%以上とする。なお、伐倒本数が3,000本を越える場合は、31本以上撮影する。チルホールを使用する場合も、1%以上撮影し、伐採する全本数の内数とした枚数とする。</li> </ul>	撮影頻度と同じ	L判程度	
枝払い						
玉切り						
集積	<p>【緊急伐採の写真管理】</p> <p>1種2種ごと1%かつ2種については特殊作業状況の写真・ナンバーテープ撮影する。</p>					
森林作業道	路線設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 施行箇所ごとに、作業種(路線設定、前伐り、掘削、盛土、埋戻し、敷き砂利)ごとに撮影する。</li> <li>撮影枚数は、1 施行箇所ごとに、延長500mまでは各作業種を3枚以上、延長500m以上については5枚以上とする。</li> </ul>	撮影頻度と同じ	L判程度		
	前伐り					
	掘削					
	盛土					
	埋戻し					
	敷き砂利					
	排水施設					排水施設毎に1枚以上
幅員	延長100m毎に1枚以上					
看板設置	施工中	施工中1枚に付き1枚以上	撮影頻度と同じ	L判程度		
材料管理	看板	笠木	各寸法毎に1枚以上	代表箇所 1枚	L判程度	
		支柱				
		板面				
資材	その他	品目毎に1枚以上	撮影頻度と同じ	L判程度		

安全管理	安全管理	各標識類の設置状況	種類毎に1枚	代表箇所 1枚	L判程度	
		各保安施設の設置状況				
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1枚	実施ごとに整備し、完了報告の際に提出		
災害	被災状況		その都度(被災直後・発生後)	適宜	適宜	
事故	事故報告		その都度(発生直後・発生後)	適宜	適宜	
その他	環境対策イメージアップ	各設置状況	種類毎に1枚	適宜	L判程度	

※提出する写真はすべて「黒板あり」で撮影する。ただし、着手前と完成はPR看板を除き「黒板なし」も撮影する。

2L判は300万画素、データサイズ1MB程度を標準とする。

データはJPEG形式とする。